

## 5. 熊本高森線4車線化等復興事業に伴う代替地について

熊本高森線の4車線化をはじめとする幹線道路整備などの推進にあたり、復興事業に必要な事業用地を提供いただいた方の移転先や代替資産(=代替地)として、ご自身がお持ちの土地を売却しても良いとお考えの方からの情報を求めています。

代替地として土地を売却いただく場合、税の優遇措置を受けることができます。

土地区画整理事業地区内の土地(宅地・雑種地・農地)及び賃貸物件についても情報を求めています。情報を提供いただける方は、下記までご連絡ください。

※情報を提供いただいた土地については、熊本県・益城町から事業用地提供者(代替地を求めている方)に紹介させていただきます。但し、全ての土地について活用できるとは限りませんのでご了承ください。

※代替地として売却いただける土地は、相続や抵当権等が付随しておらず、所有権移転が可能な土地に限らせていただきます。

<代替地に関するお問い合わせ先>

熊本県 益城復興事務所 街路用地課  
益城町 復興整備課 用地対策係

電話：096-234-7338(直通)

電話：096-286-3171(直通)

## 6. 熊本県益城復興事務所の所在地について

熊本県益城復興事務所は、4月1日より下記へ移転して業務を行っています。

事業に関する、お悩みやご相談等がありましたら、お気軽にご来所ください。また、お電話頂ければ、直接ご説明にも伺います。

### ■熊本県益城復興事務所の所在地

住所：〒861-2211

上益城郡益城町大字福原790

(旧 益城中央小学校 跡地)

※同敷地に益城町社会福祉協議会もあります。

区画整理工務課：096-234-7314

区画整理用地課：096-234-7312



### ◇益城中央被災市街地復興土地区画整理事業に関するお問い合わせ先

#### ◆お問い合わせ先

〒861-2295 上益城郡益城町木山594 益城町役場 仮設庁舎2F  
益城町 復興整備課 まちづくり推進室 電話：096-289-2930(直通)

〒861-2211 上益城郡益城町大字福原790

熊本県 益城復興事務所 区画整理工務課 電話：096-234-7314(直通)

#### ◆ホームページ

【益城町】<https://www.town.mashiki.lg.jp/>

【熊本県】<http://www.pref.kumamoto.jp/>



日頃より土地区画整理事業へのご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

権利者の皆様方におかれましては、お忙しい中、仮換地(案)の個別説明にお時間いただき、誠にありがとうございます。お陰様で、第1期目の仮換地指定(5街区・33画地)について、土地区画整理審議会に諮問し、すべて原案のとおり決定することに「異議なし」との答申をいただくことができました。引き続き、第2期以降の仮換地指定をはじめ権利者の皆様の早期生活再建の実現に向け、事業を推進して参ります。

今後とも、事業に対するご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

## 1. 土地区画整理事業の現在の取組みについて



### ■仮換地(案)の個別説明

第2期以降の仮換地指定に向けて、引き続き仮換地(案)の個別説明や調整を丁寧かつ迅速に進めていきます。権利者全員の方から、仮換地(案)の了承を得られた街区等から、順次、土地区画整理審議会に諮問し、仮換地指定を行っていきます。

### ■地質調査の実施

地区全体の地質の状態を把握するために、事前に宅地及び道路の地質調査を行っています。その結果に基づいて、安全な宅地をお渡しできるように造成工事を進めて参ります。

### ■宅地造成・道路築造工事の着手準備

現在、仮換地指定を行った街区及び隣接する道路等の工事着手に向けた準備を進めています。また、仮換地指定を行った街区については、建物や工作物等の移転が必要な場合は、移転等の交渉(補償費提示)を行っていきます。

## 2. 事業計画変更の決定及び公告について

3月に開催されました住民説明会や熊本県都市計画審議会等を経て、5月28日付けで国の変更認可を受け、6月3日に事業計画変更の公告を行いました。

説明会でご説明したように仮換地(案)の個別説明や仮換地指定は、今回の事業計画変更(右図)を基に進めていきます。



## 3. 第4回及び第5回 土地区画整理審議会 開催

令和元年5月28日、益城町役場において第4回土地区画整理審議会を開催し、仮換地(案)の個別説明の状況等についてご説明しました。

仮換地(案)について、5月25日時点で全宅地権利者(みなし道路や私道などの公共に供する施設のみを所有する権利者を除く)の約7割の方から同意または概ね同意をいただいていると報告しました。

また、6月24日、県庁において第5回土地区画整理審議会を開催し、第1期仮換地指定(案)についてご審議いただきました。

これまでの仮換地(案)の個別説明や換地調整により権利者全員の了承を得られた5街区・33画地を、仮換地指定することについて、「異議なし」との答申をいただきました。



<審議会でもいただいた意見または質問等について>

問：1回目の仮換地(案)の個別説明で同意を得た方も2回目の説明を行うのか？

答：1回目に同意をいただいている方にも、2回目の説明に伺います。仮換地指定の時期等をご説明するために伺います。

問：隣接地で減歩率が大きく違うという話を聞くが、こういった対応をしていくのか？

答：権利者の方々がわかりやすいように具体的な違いの例など説明を工夫し、減歩率のご理解が進むように努めていきます。

問：換地設計の基となる基準地積と実際の面積との差異がある場合はどのような対応をするのか？

答：基準地積の更正については、期限を(平成30年12月3日まで)設け、権利者において申請があった場合は、その内容を換地設計に反映しています。しかし、期限までに申請がなされておらず、基準地積と実際の面積との差異がある場合について、換地処分までに権利者自らが地積更正を行い登記された場合は、差異相当分を清算金で支払います。なお、この内容につきましては、今後の個別説明の際にしっかりご説明を行ってまいります。

また、この他にいただいた個別のご意向、ご要望にも出来る限りの対応を行って参ります。

## 4. 第1期仮換地指定について

第5回土地区画整理審議会でもいただいた答申結果を踏まえ、6月30日に第1期仮換地指定を行い、現在、仮換地指定の通知を対象権利者の方へお持ちして、通知内容と今後のスケジュールについて説明しています。

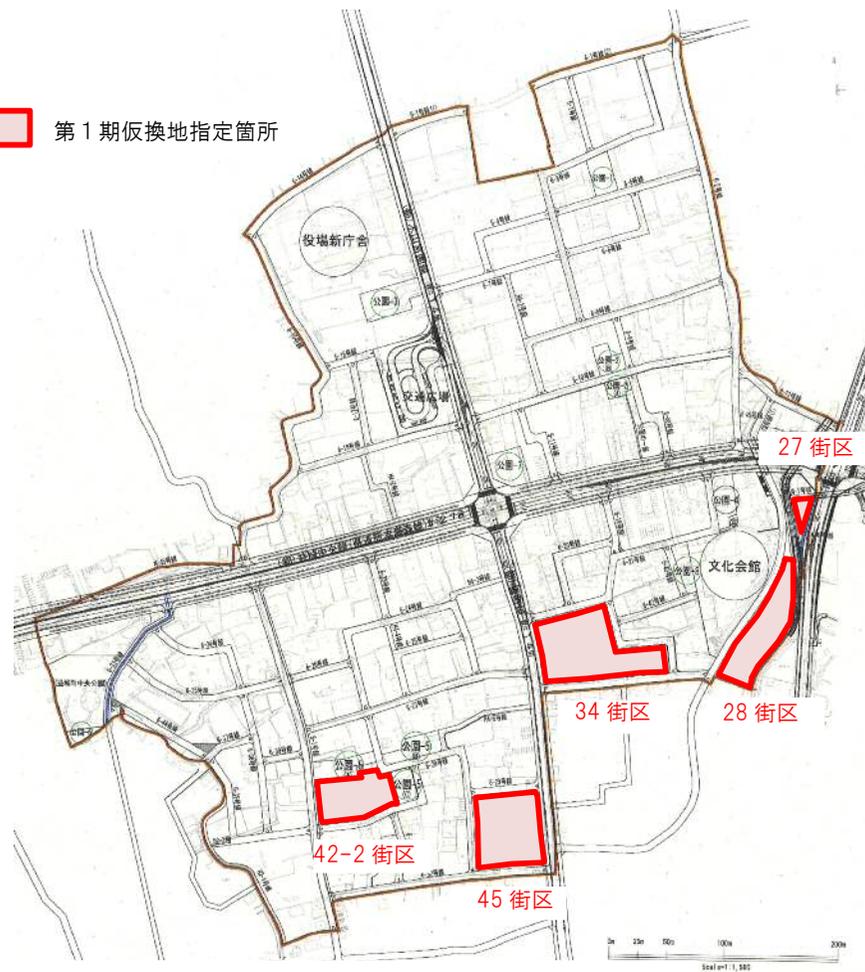
今回仮換地指定を行った箇所は27、28、34、42-2及び45街区です。

今後、仮換地指定を行った箇所については、建物や工作物等の移転が必要な場合は、移転等の交渉(補償費提示)を行ってまいります。

また、今回仮換地指定を行えなかった他の街区についても、第2期以降の仮換地指定に向けて、早期に合意を得られるよう迅速かつ、より丁寧に換地の調整を進めて参ります。

今後とも、事業に対するご理解、ご協力のほど宜しくお願いします。

第1期仮換地指定箇所



第1期仮換地指定を行った箇所については、移転補償契約等の進捗に応じて、工事入札の準備等を行い、隣接する道路等もあわせて、造成工事に着手する予定です。